

「こうべ創業支援貸付」のご案内

「神戸市内での新たな事業活動」を支援します



メリット1：信用保証料の全額を市が負担

メリット2：年1.65%の固定金利

1 融資対象者 (以下の要件 (①~④) をすべて満たす方)

- ① 主たる事業所^{*1}が神戸市内にあり、事業を営んでいる
- ② 市民税を滞納していない
- ③ 常時使用する従業員の数が20人以下^{*2}
- ④ 事業を営んでいなかった方で、事業を開始して5年未満

※1 神戸市内に主たる事業所を有しようとする方 (市外からの進出予定者) も対象となります

※2 商業 (卸売業、小売業)、サービス業 (宿泊業、娯楽業、旅行業を除く) は5人以下

2 融資条件

融資限度額	400万円	融資利率	年1.65% (固定利率)
融資期間	7年以内 (うち据置1年以内 (設備資金のみの場合は1年6か月以内))		
資金用途	設備資金及び運転資金 (市外からの進出予定者は設備資金に限ります)		
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要)		
信用保証	必ず保証を付ける (信用保証料の全額を神戸市が負担します)		

3 申込先

県融資制度の取扱金融機関 (県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています)

※ 神戸市経済政策課 (中小企業金融担当) [神戸市産業振興センター内] でも申し込むことができます

4 問い合わせ先

神戸市経済観光局経済政策課 (中小企業金融担当) ☎078-360-3206

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

※ 取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります

※ 主な内容を記載しているため、これら以外の要件がある場合もあります